

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の施行に関する要綱第5条第1号に規定する特定非営利活動について評価をすることを事業として行っている者を定めるための手續要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の施行に関する要綱第5条第1号に規定する特定非営利活動について評価をすることを事業として行っている者（以下「評価者」という。）を市長が指定するために必要な事項を定めるものとする。

(申込方法)

第2条 評価者の指定を受けることを希望する者は、評価者指定申込書（第1号様式）を、市長に提出して申込みを行うものとする。

(指定要件)

第3条 申込みの日において、前条に規定する評価者指定申込書を提出した者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、市長は、評価者の指定を行うものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1号に規定する公益社団法人若しくは同条第2号に規定する公益財団法人であること。
- (2) 法人の目的及び事業内容として、公益的活動を行う団体の運営又は活動に関する評価、助言又は援助をすることを趣旨とする活動を行う旨を、定款に定めていること。
- (3) 前号の評価、助言又は援助をすることを趣旨とする活動を行った実績を有すること。
- (4) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(申し込むことができない者)

第4条 申込みの日において、次のいずれかに該当する者は、評価者の指定の申込みを行うことができない。

- (1) 特定非営利活動促進法第41条第1項に規定する報告及び検査の対象となった者又は同法第42条若しくは同法第65条第4項に規定する命令の対象となった者

- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する報告及び検査の対象となった者又は同法第28条第3項に規定する命令の対象となった者

(指定の公表)

第5条 市長は、第3条の指定を行ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定を受けた者に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者名
- (3) 事務所の所在地
- (4) 電話番号
- (5) 指定を受けた年月日

(報告)

第6条 評価者の指定を受けた者は、京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例（以下「条例」という。）に規定する特定非営利活動法人の評価を行ったときは、評価を行った日の属する事業年度終了後3月以内に、評価実施報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(評価者指定申込書の変更届)

第7条 評価者の指定を受けた者は、評価者指定申込書の記載事項の変更をしたときは、評価者指定申込書記載事項変更届（第3号様式）に変更事項を証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定の解除)

第8条 市長は、評価者の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を解除するものとする。

- (1) 第3条第1号、第2号又は第4号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第4条に該当することとなったとき。
- (3) 評価者の指定を受けた者から評価者指定解除申出書（第4号様式）を提出して指定の解除の申出があったとき。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。